

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 取締役社長 浅川岳彦
(コード番号 8107 大証第 1 部)
問合せ先 取 締 役 木村裕輔
(電話 078-242-4500)

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 募集の目的及び理由

当社は、平成 20 年 2 月 21 日に公表しました「拡大路線の停止及びメーカーとしての原点回帰」を骨子とする中期経営計画のなかで、9つの撤退内容と次なる施策を具体化し今後 3 年間の事業計画を提示させていただきました。さらに平成 20 年 4 月 25 日発表の「エレクトロニクス事業からの撤退」を実行することにより、本業アパレルへの経営資源集中をより一層明確化し、退路を断った経営再建に全員一丸となって取り組んでおります。

当社は過去 3 年の間、7 度にわたり新株式発行及び新株予約権付社債発行を実施し、総額で 106 億 30 百万円の資金を調達してまいりました。調達しました資金は当時の借入れ債務返済に 46 億 17 百万円を充当し、当社保有の不動産の売却等による債務返済と併せ、過重負担となっておりました借入債務を平成 18 年 5 月に全て完済しております。一方、残総額 60 億 13 百万円の調達資金につきましては、多角化・拡大政策の下にエレクトロニクス新規事業開発資金並びにアパレル事業における出店拡大に伴う費用等に順次充当してまいりました。中でも、運転資金として充当してきました金額は総額で 42 億 86 百万円に至りました。これらの調達資金を背景に、アパレル・エレクトロニクス両事業における拡大投資だけでなく、オプト株式会社の子会社化及び中国における急速充電器の生産販売子会社である天津リバレック設立に続き、昨年（平成 19 年 1 月）にはメディア事業子会社である株式会社ママメディアを設立し、新規事業を狙いとした子会社設立による事業領域の拡大も図ってまいりました。

この拡大一辺倒路線の結果、アパレル事業においては店舗運営ノウハウが未成熟なまま、運営能力を超えた店舗数増大が売上伸張を上回る販売管理費の増加を生み出し、計画と実績の乖離が生み出す余剰在庫は月々のキャッシュフローを圧迫し続け、平成 20 年 3 月期において当社の収支バランスを著しく悪化させてしまうものとなりました。

一方、エレクトロニクス事業におきましても、実力に見合わない開発費負担は当社に過大なコス

ト負担とキャッシュアウトを強いることとなり、調達いたしました貴重な資金をひたすら消耗させながら、当社が3年前から掲げておりました黒字化計画は未達に終始し、当社の企業価値を著しく低下させるに至りました。

また、昨年8月に第三者割当増資が失権したことの影響を受け、当社株価は昨年8月より長期にわたり低迷を続けております。結果、平成17年12月21日当社が発行いたしました第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使残高が額面総額12億80百万円残ったまま膠着状況が続いており、平成20年12月22日には本社債の償還期限が到来する予定となっております。

当該社債につきましては、社債買入消却可能な資金を当社が早急に準備する等、具体的かつ確実性のある解決スキームを実現する必要がある、それが実現しない場合、平成20年3月期の財務諸表等に係る会計監査人による監査報告書について意見を表明することができない事態を招致する可能性があります。

この危機を回避すべく、当社は当該社債引受先であるDKR OASIS社と4ヶ月にわたり協議を重ねて参りました。その結果、当社は第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行を実行することで新たな資金を調達し、当該社債問題の解決及び昨年夏に借入実施いたしました4億円の返済のための資金を調達することといたしました。

当該社債並びに借入金返済については本年2月21日に公表いたしました中期経営計画においては具体的な解決策が未定となっていましたことから、今回資本を増強することで社債と借入金問題を解決いたしたく改めてここにお知らせするとともに、今回の緊急危機回避の資金調達は当社にとり他に選択肢の無い資金調達であるとの認識をいたしております。

前述の通り、当社は長きにわたって多額の資金を調達してきたにも係わらず、結果として今日ここに至りました原因は、偏に当社における自己認識とガバナンスが脆弱であった結果といわざるを得ません。

これら反省と総括を踏まえ、当社は年初より抜本的な経営改革に着手し、拡大路線の延長上に業績改善は無く、中期経営計画においては当社の特性の発揮にこそ活路があるものと方向付け、『強い商品のキムラタン』、即ちメーカーとしての原点回帰を成し得ることにこそ当社が世に受け入れられ、健全な経営の再スタートを切ることができるものと考えております。

今日まで当社株主様はじめ市場関係者の方々には多大のご理解ご支援を賜っておりますが、以上のような課題解決ならびに当社の経営再建になお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

2,021,600,000 円（1,961,600,000 円）

新株式・新株予約権による発行時調達額 1,067,600,000 円

新株予約権の行使内による調達額 954,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金の使途（単位：百万円）

調達方法	調達金額	資金使途	金 額
第三者割当新株発行	1,064	第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債残額の買入消却	1,000
		運転資金	44
		発行諸費用	20
合 計	1,064	合 計	1,064

調達方法	調達金額	資金使途	金 額
第 3 回新株予約権の発行	4	運転資金	4
第 3 回 新株予約権の行使	954	第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債残額の買入消却	280
		有利子負債返済	400
		ネット販売サイト構築費用	80
		運転資金	154
		発行諸費用	40
合 計	958	合 計	958

今回の資金調達は、第三者割当による新株式の発行により調達します手取概算額約 10 億 44 百万円のうち、10 億円を第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である額面総額 12 億 8 千万円の残社債のうち額面総額 10 億円分を DKR OASIS 社から買入消却するための資金として充当し、残り、44 百万円及び第三者割当による第 3 回新株予約権の発行により調達します 4 百万円の合計 48 百万円については運転資金に充ててまいります。

また、第 3 回新株予約権の行使により調達します資金の差引手取概算額約 9 億 14 百万円については第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である額面総額 12 億 8 千万円の残社債のうち額面総額 2 億 80 百万円分の買入消却に 2 億 80 百万円を優先的に充当し、次に有利子負債 4 億円の借入金返済に充当してまいります。続いて当社が急ピッチで進めております、ネット販売のためのウェブサイト構築のための開発資金に 80 百万円を充当し、残り 1 億 54 百万円は運転資金として見込んでおります。

なお、前掲の有利子負債 4 億円につきましては、債権者と協議を重ねた結果、月々の返済計画に関し合意に至っております。当社はかかる借入金返済を織り込んだ上で、営業活動に係る資金繰りを計画しておりますが、今回の資金調達によって当該借入金の返済を前倒しに履行し、金利負担の軽減を図ることにより運転資金に余裕を持たせることができると考えております。

上述の 2 億 2 百万円に加えて有利子負債の圧縮による元利金約 3 億円が運転資金に充当されることにより、事業活動に必要な資金は当社の事業規模等から判断して十分に確保できるものと見込んでおります。

以上の通り、今回の資金調達により、平成 20 年 2 月 21 日付中期経営計画の公表時点では、協議中でありました社債の償還及び借入金の返済を含めました当社にとっての最大の懸案課題は解決するものと認識しております。その後は、中期経営計画の前倒しの実現に向け全社一丸となって邁進してまいり所存であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

新株式及び第 3 回新株予約権発行による調達額	(10 億 68 百万円)
	平成 20 年 6 月～平成 20 年 11 月
第 3 回新株予約権の行使内による調達額	(9 億 54 百万円)
	平成 20 年 6 月～平成 22 年 3 月

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は平成 20 年 2 月 21 日に公表いたしました中期経営計画に記載の通り、これまでの黒字化計画未達の反省と総括を踏まえ、従来の「拡大路線」からの転換、当社の本来的強みであり、原点でもある「メーカーへの回帰」の基本方針のもと、経営再建に向けて取り組んでおります。また、同年 4 月 25 日に公表いたしました通りエレクトロニクス事業からの撤退による経営資源の本業集中を決定し、早期経営再建をより一層確実なものとしてまいり所存であります。

しかしながら、一方で、本年 12 月 22 日に期限が到来する社債の償還、及び有利子負債の返済について早期に解決することが当社にとっての最重要かつ緊急の財務上の課題であり、これらの解決無しには上記経営計画の確実な実行は困難であると認識しております。

今回の第三者割当による新株式発行及び新株予約権の行使によって調達する資金を、社債の償還及び有利子負債の返済に充当し当該財務上の課題の具体的解決を図ることは、当社にとって不可避なものであると判断しております。また、これらの財務上の課題解決を図るとともに、社債の償還及び有利子負債の返済原資以外の資金を運転資金に充当し、今後の事業活動に必要な資金を十分に確保することは、上記経営計画の実現を確実なものとするために必要かつ健全なものであると認識しております。

中期経営計画の数値目標（売上高、営業利益）は、下表に記載の通りであります。

当期（2008 年度）においては僅かではありますが、営業黒字化必達を目標とし、次期以降は緩やかながらも確実な成長を達成すべく、より一層の経営努力を重ねてまいります。

中でもネット販売につきましては、市場の成長性、グローバル性において、今後の重点拡大販路として位置づけており、規模はまだ小さいながらも、2010 年度には当社売上高の約 10%にあたる 6 億円の売上高を目指してまいります。

（中期経営計画数値目標）

（単位：百万円）

	2008 年度	2009 年度	2010 年度
売 上 高	5,500	5,790	6,050
営 業 利 益	20	200	320

当社は、今回の資金調達による負債の圧縮及び事業資金の確保により、中期経営計画に記載の諸施策の実行に全ての力を結集させ、早期経営再建を目指してまいりますことは、企業価値回復に繋がるものと確信しており、本件増資の実施を決定いたしました。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月期 (個別)	平成 18 年 3 月期 (連結)	平成 19 年 3 月期 (連結)
売 上 高	4,586	5,019	7,083
営 業 利 益	△2,186	△1,910	△766
経 常 利 益	△2,472	△2,168	△924
当 期 純 利 益	△5,391	△2,768	△547
1 株当たり当期純利益（円）	△23.50	△9.44	△1.42
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	0.50	4.05	7.72

※当社は平成 18 年 3 月期より連結計算書類を作成しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	395,093,101 株	100 %
※ 現 時 点 の 転 換 価 額 (行使価額下限値 33 円) における 潜 在 株 式 総 数	38,787,878 株	9.8 %

※今回の資金調達の対象となっております当社が平成 17 年 12 月 21 日発行しました第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使残高に関しては、行使価額の下限値である 33 円で潜在株式数を記載しております。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数（うち第三者割当により発行する株式総数）	535,093,101 株 (140,000,000 株)	100%
第 3 回新株予約権にかかる当初の行使価額 (10.60 円) における潜在株式数の総数	90,000,000 株	16.8%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	行使価額は当初の行使価額から下方修正されません。	—
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	69,130,434 株※	12.9%

※第 3 回新株予約権の発行要項第 14 項(1)に定める通知又は公告が行われた場合は、行使価額は当初の行使価額の 130%相当額に修正されます。

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 20 年 5 月 27 日
調 達 資 金 の 額	1,064,000,000 円
募集時点における 発 行 済 株 式 数	395,093,101 株
当 該 増 資 に よ る 発 行 株 式 数	140,000,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	535,093,101 株
割 当 先	セノーテキャピタル株式会社 5,000 万株 株式会社 F B S 5,000 万株 株式会社フラッシュフィルム 4,000 万株

・第 3 回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成 20 年 5 月 27 日
資 金 調 達 の 額	3,600,000 円(発行時の新株予約権の発行価額)
発 行 価 額	予約権 1 個当たり 40,000 円
新 株 予 約 権 数	90 個
新株予約権 1 個あたり の 付 与 株 式 数	100 万株
行 使 価 額	1,060 万円
予 約 権 行 使 に よ る 資 金 調 達 額	954,000,000 円
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	90,000,000 株
割 当 先	セノーテキャピタル株式会社 45 個 株式会社 F B S 45 個

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第 2 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発 行 期 日	平成 16 年 9 月 29 日
調 達 資 金 の 額	発行価額の総額 13 億 50 百万円より発行諸費用を差引いた手取額 12 億 40 百万円
募集時点における 発 行 済 株 式 数	214,552,523 株
募集時における 潜 在 株 式 数	下限価額の設定がなかったことにより当初の転換価額 (91 円) における潜在株式数 : 16,483,516 株
現時点における 転 換 状 況 (行 使 状 況)	第 2 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、全ての行使が完了しております
当初の資金使途	財務体質の強化、運転資金、新規事業開発資金
支 出 予 定 時 期	平成 16 年 9 月 ～ 平成 17 年 4 月
現時点における 充 当 状 況	手取額 12 億 40 百万円のうち、5 億 32 百万円を新規事業開発資金に、96 百万円をアパレル事業の店舗設備等の投資に、6 億 12 百万円を運転資金に、各々充当いたしました。

※実際の転換行使による発行株式数は 21,169,181 株となります。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 16 年 11 月 15 日
調 達 資 金 の 額	発行価額の総額 20 億円より発行諸費用を差引いた手取額 19 億 80 百万円
募集時点における発行済株式数	214,552,523 株
当初の資金使途	11 億円は既存アパレル事業、5 億円をエレクトロニクス事業における製造仕入及び開発費、残額 3 億 80 百万円は債務返済資金として活用
支出予定時期	平成 16 年 12 月 ～ 平成 18 年 4 月
現時点における充 当 状 況	手取額 19 億 80 百万円は、運転資金に 11 億 43 百万円、エレクトロニクス事業の製品開発資金に 3 億 62 百万円、店舗・システム設備投資に 2 億 40 百万円、借入金返済に 2 億 35 百万円、各々充当いたしました。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 17 年 3 月 24 日
調 達 資 金 の 額	発行価額の総額 3 億円より発行諸費用を差引いた手取額 2 億 80 百万円
募集時点における発行済株式数	262,037,704 株
当初の資金使途	借入債務返済資金に充当
支出予定時期	平成 17 年 4 月 ～ 平成 18 年 4 月
現時点における充 当 状 況	手取額 2 億 80 百万円を全額借入金債務返済に充当いたしました。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 17 年 8 月 24 日
調 達 資 金 の 額	発行価額の総額 10 億円より発行諸費用を差引いた手取額 9 億 70 百万円
募集時点における発行済株式数	265,486,704 株
当初の資金使途	手取額 9 億 70 百万円は借入債務返済資金として充当
支出予定時期	平成 17 年 10 月 ～ 平成 18 年 4 月
現時点における充 当 状 況	手取額 9 億 70 百万円は、借入金債務返済に 5 億 75 百万円、運転資金に 3 億 95 百万円、各々充当いたしました。

・第 3 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発 行 期 日	平成 17 年 8 月 24 日
調 達 資 金 の 額	発行価額の総額 15 億円より発行諸費用を差引いた手取額 14 億 50 百万円
募集時点における発行済株式数	265,486,704 株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（77 円）における潜在株式数：19,480,519 株 転換価額下限値（39 円）における潜在株式数：38,461,538 株

現時点における 転換状況 (行使状況)	第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、全ての行使が完了しております
当初の資金使途	手取額 14 億 50 百万円は借入債務返済資金として充当
支出予定時期	平成 17 年 10 月 ～ 平成 18 年 4 月
現時点における 充 当 状 況	手取額 14 億 50 百万円は、借入金債務返済に 10 億円、運転資金に 4 億 50 百万円、各々充当いたしました。

※実際の転換行使による発行株式数は 22,509,576 株となります。

・ 第三者割当増資

発 行 期 日	平成 17 年 12 月 21 日
調達資金の額	発行価額の総額 10 億円より発行諸費用を差引いた手取額 9 億 70 百万円
募集時点における 発行済株式数	302,489,280 株
当初の資金使途	手取額 9 億 70 百万円は借入債務返済資金、一部運転資金として充当
支出予定時期	平成 18 年 1 月 ～ 平成 18 年 6 月
現時点における 充 当 状 況	手取額 9 億 70 百万円は、借入金債務返済に 6 億円、運転資金に 3 億 70 百万円、各々充当いたしました。

・ 第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発 行 期 日	平成 17 年 12 月 21 日
調達資金の額	発行価額の総額 40 億円より発行諸費用を差引いた手取額 39 億 50 百万円
募集時点における 発行済株式数	302,489,280 株
募集時における 潜 在 株 式 数	当初の転換価額 (59 円) における潜在株式数： 67,796,610 株 転換価額下限値 (33 円) における潜在株式数： 121,212,121 株
現時点における 転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数)： 75,653,821 株 (残高 1,280,000,000 円 転換価額 (行使価額) 33 円)
当初の資金使途	手取額 39 億 50 百万円は借入債務返済資金として充当、また一部運転資金として充当。
支出予定時期	平成 18 年 1 月 ～ 平成 18 年 6 月
現時点における 充 当 状 況	手取額 39 億 50 百万円は、借入金債務返済に 19 億 27 百万円、新製品開発資金に 3 億 21 百万円、アパレル事業の設備投資に 1 億 76 百万円、運転資金に 13 億 16 百万円、各々充当いたしました。

(6) 最近の株価の状況

平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	52 円
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値)	24 円
平成 20 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	9 円
直近 3 か月の終値平均 (平成 20 年 2 月 12 日～平成 20 年 5 月 9 日)	9 円

4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 20 年 3 月 31 日現在)		募集後 (潜在株式未反映)	
申 基植	1.7 %	セノーテキャピタル株式会社	9.3%
(有)K I コーポレーション	1.5 %	株式会社 F B S	9.3%
大阪証券金融株式会社	1.1 %	株式会社フラッシュフィルム	7.5%
久保 哲治	1.1 %	申 基植	1.2%
畑崎 廣敏	0.8 %	(有)K I コーポレーション	1.1%
株式会社 オーキタ	0.6 %	大阪証券金融株式会社	0.8%
御所野 侃	0.5 %	久保 哲治	0.8%
株式会社イガキ	0.5 %	畑崎 廣敏	0.6%
豊岡 幸治	0.5 %	株式会社 オーキタ	0.4%
清水 秀一	0.4 %	御所野 侃	0.4%

※ 募集前の大株主及び持株比率は、平成 20 年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に基づいております。また、募集後の大株主及び持株比率は、セノーテキャピタル(株)、(株)FBS、及び(株)フラッシュフィルム以外の大株主については、平成 20 年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿を基準にしております。

5. 業績への影響の見通し

今回の第三者割当増資及び新株予約権の発行による平成 20 年 3 月期の業績見通しの修正はございません。また、平成 21 年 3 月期の業績予想につきましては、当月に発表させていただく予定ではありますが、平成 20 年 4 月 25 日に公表いたしました、「エレクトロニクス事業からの撤退及び中期経営計画 (2008 年度～2010 年度) の修正のお知らせ」の 2 ページに記載の中期経営計画数値目標に関しましては、前掲の有利子負債の返済の状況により当初見込んでおりました営業外費用が軽減する可能性があります、当該事象が確定次第お知らせさせていただきます。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

・第三者割当新株式発行

当該増資に係る取締役会決議日（平成 20 年 5 月 12 日）の直前営業日までの直近 6 ヶ月（平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 5 月 9 日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の最終価格の平均値（8.43 円）を参考にして、発行価額を 1 株 7.6 円（ディスカウント率 9.7%）といたしました。

取締役会決議日の前営業日における当社株式終値 11 円を参考値とせず上記の期間（平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 5 月 9 日までの 6 ヶ月）の平均値を参考として発行価額を算出したしたのは、当社株価が非常に低位に推移しているため特定の日を以て定めるには変動幅が大きくなること、取締役会決議日の直前の短期間を以て決定する発行価額では本件増資による資金調達の機会を逸する懸念があることも勘案しましたうえで上記発行価額を決定いたしました。

・新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は、新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、40,000 円といたしました。

・新株予約権の行使価額

第三者割当新株式発行と同じく取締役会決議日（平成 20 年 5 月 12 日）の直前営業日までの直近 6 ヶ月（平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 5 月 9 日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の最終価格の平均値（8.43 円）を参考にして、1 株あたりの行使価額を 1 株 10.6 円（平均値の 125.7%に相当する金額）といたしました。この行使価額は株式の希薄化による株価の下落を防ぐため、当該平均値（8.43 円）に 25.7%のプレミアムを加算しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当該ファイナンス実施による新株式発行数は現在の発行済株式数に対して（第三者割当新株式発行により 35.4%、新株予約権の行使により 22.8%）58.2%の希薄化又は流通市場へ大きく影響が生じると予測されます。

一方、買入消却を予定しております第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の未転換行使社債の潜在株式数 38,787,878 株は、当該社債の買入消却と同時に無くなる予定です。今回の資金調達は、社債及び有利子負債返済の具体的スキームの実現という財務上の課題解決のための緊急性が極めて高いことと、早期の経営再建並びに中期経営計画達成は当社の企業価値回復に繋がるものである点において係る希薄化を招きつつも不可避なものであると判断しております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当予定先の概要 (平成 20 年 5 月 9 日現在)

①	商 号	セノーテキャピタル株式会社		
②	割 当 株 数	50,000,000 株 (第三者割当)		
	払 込 金 額	380 百万円 (第三者割当)		
③	割当新株予約権数	45 個 (第三者割当)		
	払 込 金 額	1,800,000 円 (第三者割当)		
④	事 業 内 容	投資業		
⑤	設 立 年 月 日	平成 19 年 8 月 31 日		
⑥	本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門 4-3-20		
⑦	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本武之		
⑧	資 本 金	10 百万円		
⑨	発 行 済 株 式 数	1000 株		
⑩	純 資 産	▲13 百万円		
⑪	総 資 産	19 百万円		
⑫	決 算 期	2 月末		
⑬	従 業 員 数	6 名		
⑭	主 要 取 引 先	－		
⑮	大株主及び持株比率	岡本武之 100%		
⑯	主 要 取 引 銀 行	スルガ銀行 イービジネスダイレクト支店		
⑰	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	当該事項はありません	
		取 引 関 係	当該事項はありません	
		人 的 関 係	当該事項はありません	
		関連当事者への 該 当 状 況	当該事項はありません	
⑱	最近 3 年間の業績			
	決 算 期	平成 18 年 2 月期	平成 19 年 2 月期	平成 20 年 2 月期
	売 上 高	－	－	116.3
	営 業 利 益	－	－	▲23.2
	経 常 利 益	－	－	▲23.5
	当 期 純 利 益	－	－	▲23.5
	1 株当たり当期純利益（円）	－	－	▲23,572
	1 株当たり配当金（円）	－	－	0
	1 株当たり純資産（円）	－	－	▲13,572

(単位：百万円)

② 株式会社 FBS

①	商 号	株式会社 FBS		
②	割 当 株 数	50,000,000 株 (第三者割当)		
	払 込 金 額	380 百万円 (第三者割当)		
③	割当新株予約権数	45 個 (第三者割当)		
	払 込 金 額	1,800,000 円 (第三者割当)		
④	事 業 内 容	コンサルタント業		
⑤	設 立 年 月 日	平成 19 年 3 月 28 日		
⑥	本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門 4-3-20		
⑦	代表者の役職・氏名	代表取締役 福田智子		
⑧	資 本 金	1 百万円		
⑨	発 行 済 株 式 数	20 株		
⑩	純 資 産	0.5 百万円		
⑪	総 資 産	0.9 百万円		
⑫	決 算 期	12 月 31 日		
⑬	従 業 員 数	5 名		
⑭	主 要 取 引 先	－		
⑮	大株主及び持株比率	福田智子 100 %		
⑯	主 要 取 引 銀 行	三菱東京 UFJ 銀行 目黒駅前支店		
⑰	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	当該事項はありません	
		取 引 関 係	当該事項はありません	
		人 的 関 係	当該事項はありません	
		関連当事者への 該 当 状 況	当該事項はありません	
⑱	最近 3 年間の業績			
	決 算 期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期
	売 上 高	－	－	19.9
	営 業 利 益	－	－	▲0.3
	経 常 利 益	－	－	▲0.3
	当 期 純 利 益	－	－	▲0.4
	1 株当たり当期純利益（円）	－	－	▲21,149
	1 株当たり配当金（円）	－	－	0
	1 株当たり純資産（円）	－	－	28,850

(単位：百万円)

③ 株式会社フラッシュフィルム

①	商	号	株式会社フラッシュフィルム				
②	割	当	株	数	40,000,000 株 (第三者割当)		
③	払	込	金	額	304 百万円 (第三者割当)		
④	事	業	内	容	インターネットオンラインマガジンの運営、ウェブサイト制作		
⑤	設	立	年	月	日	平成 13 年 5 月 1 日	
⑥	本	店	所	在	地	東京都品川区東品川 2-2-3 5	
⑦	代表者の役職・氏名				代表取締役 西村 仁志		
⑧	資	本	金	10 百万円			
⑨	発	行	済	株	式	数	200 株
⑩	純	資	産	19 百万円			
⑪	総	資	産	116 百万円			
⑫	決	算	期	4 月 30 日			
⑬	従	業	員	数	13 名		
⑭	主	要	取	引	先	フジテレビ 日本テレビ 講談社 集英社 gettyimages	
⑮	大株主及び持株比率				西村 仁志 100%		
⑯	主 要 取 引 銀 行				三井住友銀行 渋谷駅前支店		
⑰	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等		資 本 関 係	当該事項はありません			
			取 引 関 係	当該事項はありません			
			人 的 関 係	当該事項はありません			
			関連当事者への 該 当 状 況	当該事項はありません			
⑱	最近 3 年間の業績						
決 算 期			平成 17 年 4 月期	平成 18 年 4 月期	平成 19 年 4 月期		
売 上 高			162	192	111		
営 業 利 益			121	11	0.07		
経 常 利 益			18	11	0.4		
当 期 純 利 益			15	4	0.3		
1 株当たり当期純利益 (円)			75,615	20,615	1,615		
1 株当たり配当金 (円)			—	—	—		
1 株当たり純資産 (円)			76,667	97,282	98,898		

(単位：百万円)

(2) 割当先を選定した理由

当社では年初来より社債の償還課題を解決すべく、引受先である DKR OASIS 社と 4 ヶ月にわたり協議を重ねるとともに、当社の再建計画に対しご支援をいただける先を求めて探索してまいりました。今般、仲介者の紹介によりセノーテキャピタル株式会社はじめ 3 社に対し、当社中期経営計画についてご説明をいたしましたところ、その趣旨に対しご賛同いただくとともに、前掲の社債及び有利子負債に関する課題解決の重要性及び緊急性につきましてもご理解をいただき、中長期的スタンスで当社の再建に対し支援する意向を受けるに至りました。上記課題の解決及び中期経営計画実現に向けた中長期的支援をいただくことは、当社が経営再建及び企業価値回復の早期実現を目指す上で当社の意向と合致するものであると判断し、DKR OASIS 社の了解の下に、今回の割当を決定いたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

今回の割当先からは当社株式を中長期的に保有する方針であるという意見を頂いております。また、当社は割当先に対して割当新株式を発行日から 2 年間において譲渡する場合には、遅滞なく当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

(4) 株券貸借に関する事項

該当事項はありません。

以 上

(別添) 発行要領

記

(1) 発行新株式数	普通株式 140,000,000 株
(2) 発行価額	1 株につき 金 7.60 円
(3) 発行価額の総額	1,064,000,000 円
(4) 資本組入額	1 株につき 金 4 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当増資による新株発行
(6) 申込期間	平成 20 年 5 月 27 日
(7) 払込期日	平成 20 年 5 月 27 日 (予定)
(8) 新株券交付日	平成 20 年 5 月 27 日 (予定)

第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社キムラタン第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、1,000,000株（以下「割当株式数」という。）とし、本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数

90個

4. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個あたり金40,000円

5. 本新株予約権の払込金額の総額

金3,600,000円

6. 申込期間

平成20年5月27日

7. 割当日及び払込期日

平成20年5月27日

8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権45個をセノーテキャピタル株式会社、本新株予約権45個を株式会社FBSに割当てる。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。但し、第11

項によって調整された場合は調整後の行使価額)に割当株式数を乗じた額とする。

- (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初10.6円(以下「当初行使価額」という。)とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の下修正は行わない。但し、当社が第14項(1)及び(2)に定める通知又は公告を行った場合、行使価額は当初行使価額の130%(1円未満は切り上げる。)相当額に、修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行普} & & \text{交付普通} & & \text{1株あたりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{通株式数} & + & \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}} & & \\ & & & & & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \end{array}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。但し、普通株主に

割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 5 月 28 日から平成 22 年 5 月 27 日（第 14 項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1)当社は、会社法第 273 条の規定に従って 14 日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 5,300 円で取得することができる。

(2)当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法 273 条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 40,000 円で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、金 40,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、株式会社大阪証券取引所における平成 19 年 11 月 12 日から平成 20 年 5 月 9 日までの当社株式の最終価格の平均値（8.43 円）を参考にして、一株あたりの発行価額を 1 株 10.6 円（平均値の 125.7%に相当する金額）とした。

19. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 22 項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはでき

ない。

- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

20. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した翌日から5営業日後までにすでに株券を交付可能な状態に置く。但し、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

21. 行使請求受付場所

株式会社キムラタン 業務本部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店

23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上